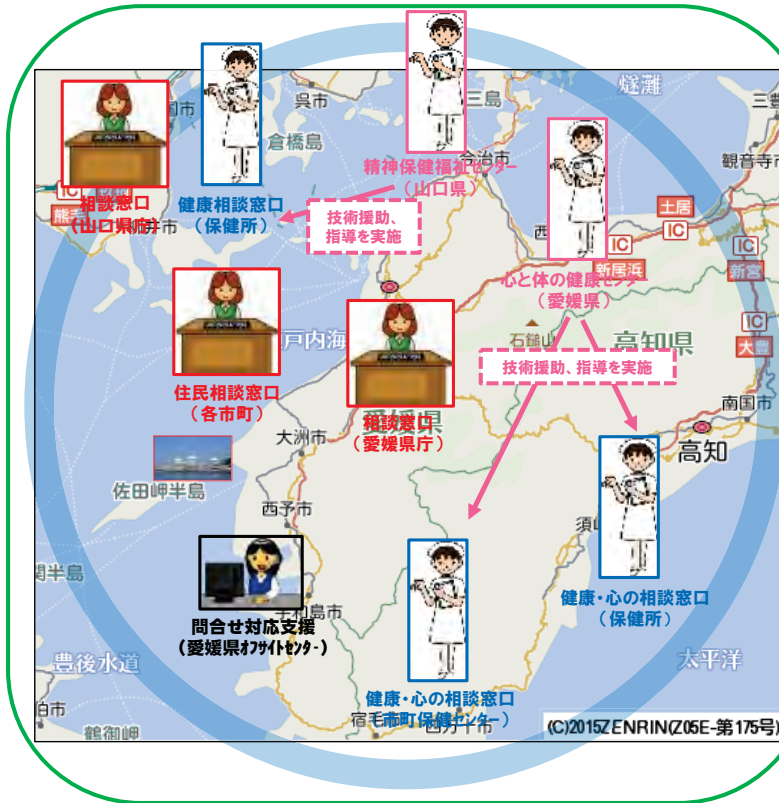
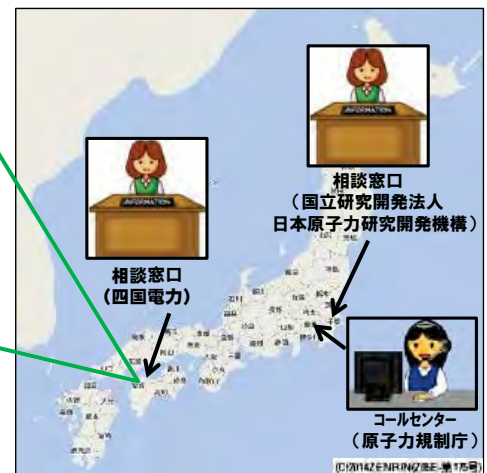


- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問い合わせに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- 愛媛県ウェブサイトでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問い合わせ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(四国電力)



4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応

<対応のポイント>

1. PAZ内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設(放射線防護対策施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護対策施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

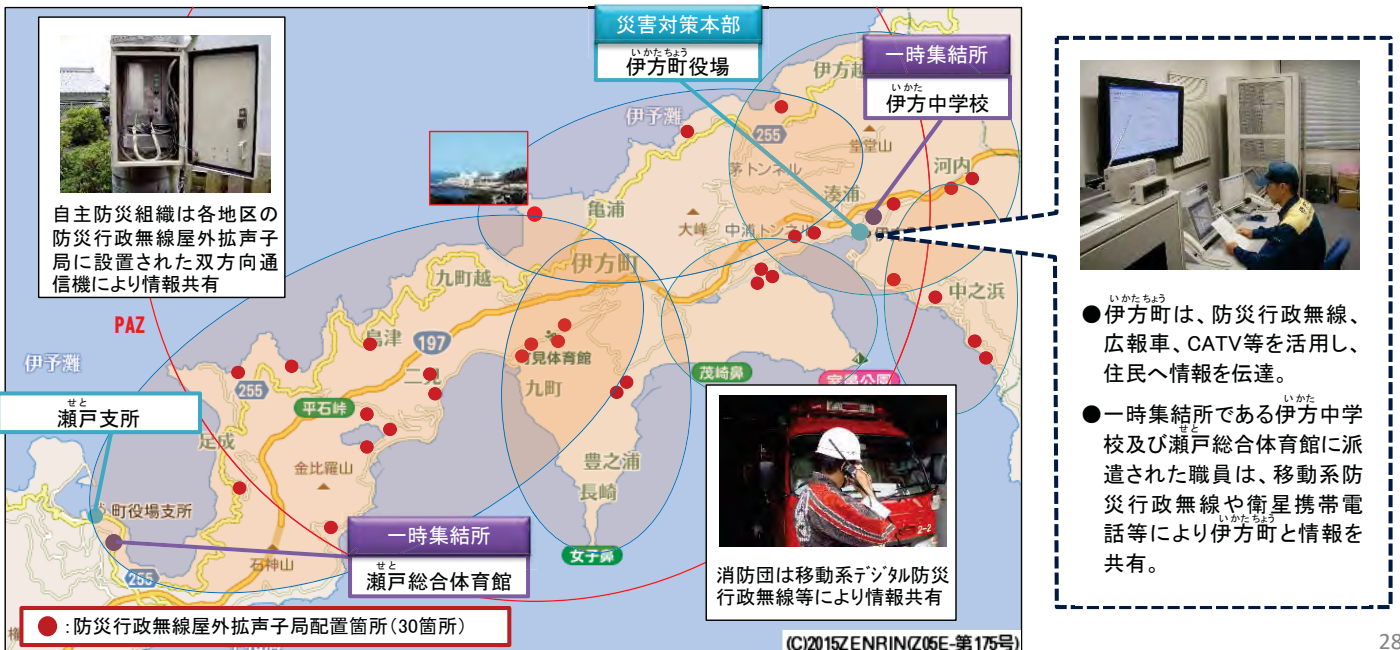
- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に災害対策本部を設置し、参集委員15人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14人、瀬戸総合体育館に7人の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



27

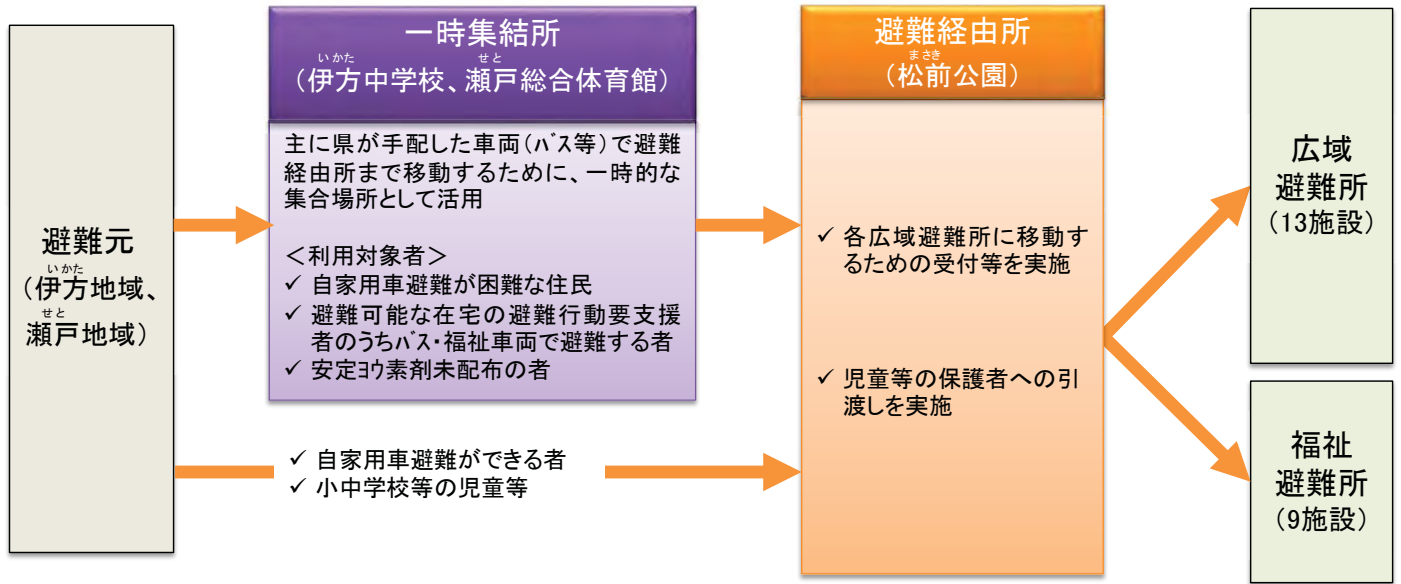
住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス、臨時災害放送局 (FM放送) 等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



28

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、愛媛県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合の上、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



29

PAZ内の学校・保育所の避難

- PAZ内の3つの小中学校の児童等(約290人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ内の3つの保育所の児童(約110人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
伊方(いかた)小学校	149人	17人	166人
九町(くちょう)小学校	50人	10人	60人
伊方(いかた)中学校	94人	17人	111人
合計(3施設)	293人	44人	337人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	9人	6人	15人
伊方(いかた)保育所	82人	21人	103人
九町(くちょう)保育所	16人	7人	23人
合計(3施設)	107人	34人	141人

学校

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難経由所(松前公園)
児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

避難準備

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

児童の引渡し → 保護者が児童を引き取り・避難準備

避難の開始

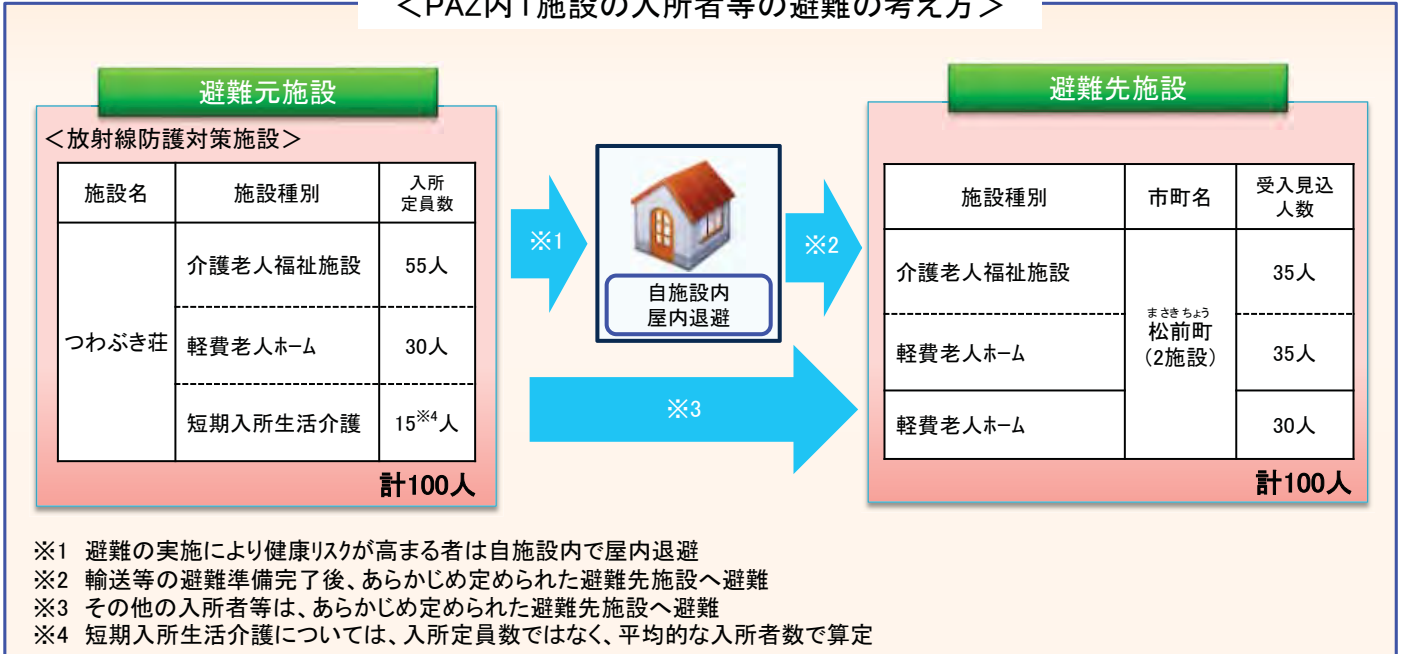
避難経由所(松前公園)
保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施
 ※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

30

- PAZ内の社会福祉施設(1施設約100人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

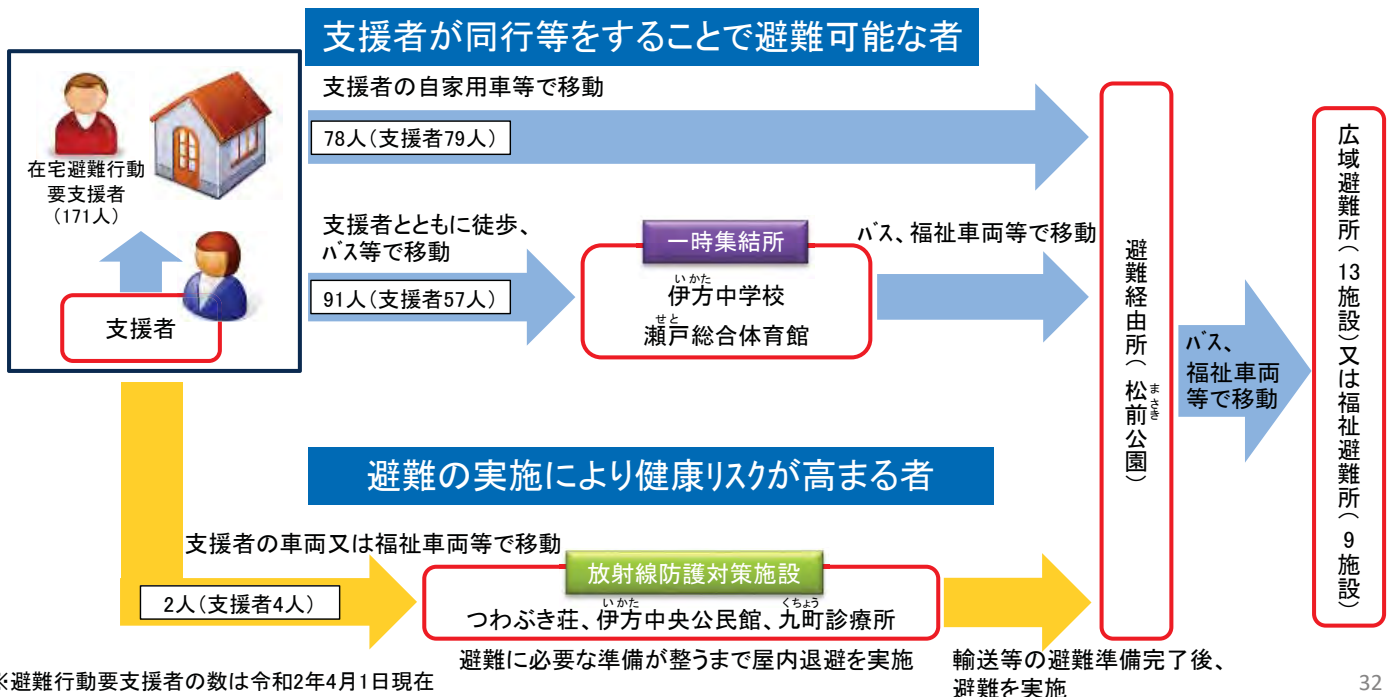
<PAZ内1施設の入所者等の避難の考え方>



31

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者171人のうち、109人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。



32